

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																					
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td><td>鳥取県立皆生尚寿苑</td><td>米子市</td></tr></tbody></table>	種別	名称	位置	略			養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市	<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td><td>鳥取県立皆生尚寿苑</td><td>米子市</td></tr><tr><td>軽費老人ホーム</td><td>鳥取県立福原荘</td><td>米子市</td></tr></tbody></table>	種別	名称	位置	略			養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市	軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市
種別	名称	位置																				
略																						
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市																				
種別	名称	位置																				
略																						
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市																				
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市																				
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>業務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">知的障害者更生施設</td><td>鳥取県立鹿野かちみ園</td><td>(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務(知事のみ)の権限に属するもの</td></tr><tr><td>鳥取県</td><td></td></tr></tbody></table>	種別	名称	業務	知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務(知事のみ)の権限に属するもの	鳥取県		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>業務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">知的障害者更生施設</td><td>鳥取県立鹿野かちみ園</td><td>(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみ)の権限に属するもの</td></tr><tr><td>鳥取県</td><td></td></tr></tbody></table>	種別	名称	業務	知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみ)の権限に属するもの	鳥取県						
種別	名称	業務																				
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務(知事のみ)の権限に属するもの																				
	鳥取県																					
種別	名称	業務																				
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務のうち、知事のみ)の権限に属するもの																				
	鳥取県																					

	立鹿野 第二か ちみ園	<u>を除く。)</u>
養護老 人ホー ム	鳥取県 立皆生 尚寿苑	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるものの ほか、鳥取県立社会福祉施 設の管理に関する業務(知 事のみ)の権限に属するもの <u>を除く。)</u>

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(使用料及び手数料の減免)

第11条 略

(行為の制限等)

	立鹿野 第二か ちみ園	<u>る事務を除く業務</u>
養護老 人ホー ム	鳥取県 立皆生 尚寿苑	(1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げるものの ほか、鳥取県立社会福祉施 設の管理に関する業務の <u>う ち、知事のみ)の権限に属す る事務を除く業務</u>
軽費老 人ホー ム	鳥取県 立福原 荘	(1) 施設設備の維持管理に 関する業務 (2) 入所者に対する給食そ の他日常生活上必要な便宜 の供与に関する業務 (3) 前2号に掲げるものの ほか、鳥取県立社会福祉施 設の管理に関する業務の <u>う ち、知事のみ)の権限に属す る事務を除く業務</u>

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間(鳥取県立福原荘にあっては、3年間)とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立福原荘における利用料金)

第11条 鳥取県立福原荘の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 前項の利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第12条 略

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、鳥取県立福原荘に係る利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(行為の制限等)

第12条 略

(措置命令)

第13条 略

(利用許可の取消し)

第14条 略

(規則への委任)

第15条 略

第13条 略

(措置命令)

第14条 略

(利用許可の取消し)

第15条 略

(規則への委任)

第16条 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。